平成３０年（フ）第８７号
大津市柳が崎９番17―405号　ルジェンテ大津、前住所大津市下阪本５丁目25番23―Ａ―１号　ディンプル阪本
債務者　吉永　海斗
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０９号
大津市滋賀里１丁目７番24号　滋賀里マンション302号
債務者　宮崎　禎彦
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１６号
大津市本宮２丁目３番６―505号
債務者　山部亜里沙
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２４号
滋賀県草津市平井５丁目３番16号
債務者　江坂　光彦
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３３号
大津市本堅田２丁目５番31号、前住所大津市雄琴５丁目17番53―206号
債務者　赤松　義樹
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４０号
大津市皇子が丘１丁目８番22号
債務者　松井　昭子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９０号
奈良市帝塚山南５－１―21、住民票上の住所奈良市鳥見町３丁目８番地の13
債務者　来田　健司
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第９３号
奈良市右京２丁目１番地の２　平城第２団地53―101
債務者　田中　　啓
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１０９号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目27番１―304号
債務者　田中　美香
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１１６号
奈良市菅原町203番地の２　ルーナ西大寺201号
債務者　新井光こと　朴　　光
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１１７号
奈良市油留木町17番地　ナラパーク吉村106号
債務者　辻内　　登
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１２４号
奈良市北永井町378番地
債務者　濵田　忠信
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第４３号
鳥取県鳥取市富安１丁目129番地１　シャン・ド・フルールＡ101号
債務者　舞田　敦子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４６号
鳥取県鳥取市青葉町２丁目237番地　メゾン青葉１番館102号、旧住所鳥取県鳥取市青葉町１丁目318番地
債務者　藤井　智子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６号
鳥取県倉吉市西福守町803番地　福守第１団地４―304号
債務者　鈴木　直也（旧姓間谷）
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成３０年（フ）第３３号
鳥取県米子市新開３丁目３番40号　Ａ－４号
債務者　山根　光男
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　鳥取地方裁判所米子支部